

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月29日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	熊本市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=6106

執行機関名 熊本市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第4の項 ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則(昭和57年9月27日規則第47号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この規則は、 <u>ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等における保健の増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則(昭和57年9月27日規則第47号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第6条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費受給資格者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第4条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第8条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第8条第2項の現況届に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ニ	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第4条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ホ	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第6条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第6条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第1号及び第6条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第2号及び第6条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第6号及び第6条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第7号及び第6条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第3号,第4号,第5号及び第6条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第8条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第8条第2項の現況届に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第1号及び第8条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第2号及び第8条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第6号及び第8条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第7号及び第8条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条第6項第3号,第4号,第5号及び第8条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
備考		